**第１０回 日本特別活動学会**

**実践事例募集**

**Withコロナで工夫した特別活動の実践事例**

**ホームルーム活動**

## **学級活動**

**特別活動におけるキャリア教育の実践事例**

**学校行事**

**クラブ活動**

**生徒会活動**

**児童会活動**

**その他、特別活動に関する実践事例**



**令和５年５月８日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に移行し、各校では、学校行事をはじめとする様々な教育活動を復活させていることと思います。一方で、この３年間児童生徒・教員共に教育活動を制約されたことによって、新たな困難に直面しているのではないでしょうか。**

**特別活動は、児童生徒の学校生活に潤いを与え豊かにする教育活動です。実践研究支援委員会では、学校や先生の原則３年以内に実践された優れた特別活動の実践事例を募集します。応募いただいた実践事例は審査の上、特別活動の充実、発展、普及にふさわしいとされた事例は全国に推奨させていただきます。推奨された実践事例には賞状等を贈呈し、ホームペ-ジ、会報などで全国に紹介します。**

**【応募資格・条件】**

**（１）学校・研究団体・個人を原則とし、会員・非会員の別を問いません。**

**（２）応募に当たっては、実践校の校長または研究団体の長の承認を必要とします。**

**（３）過去において本募集に応募した実践事例や他の同種の表彰を受けた実践事例は応募で**

**きません。**

**【応募方法】**

**日本特別活動学会ホームページ(下記)の募集要項よりダウンロードしてください。**[**http://jaseatokkatsu.jimdo.com/**](http://jaseatokkatsu.jimdo.com/)

**【応募期限】令和６年３月３１日（日）必着**

**【送付・問い合わせ先】裏面参照**

*実践研究メール相談事業も行ってます！！*

本委員会では特別活動実践にかかわるメール相談事業も行っています。

皆様の学校等における特別活動実践のお手伝いができればと思います。

まずは、下記あてにメールをください。折り返し、相談票を送付します。

回答は、相談期ごとにいたします。お気軽に相談をお寄せください。

実践研究支援委員会事務局メールアドレス: e-konishi@twcpe.ac.jp



**令和５年度　日本特別活動学会実践事例募集要項**

１　目的

　　学会として優れた特別活動の実践を発掘、収集し、推奨することによって特別活動の教育的意義と成果を全国にアピールし、特別活動実践の充実と向上に資することを目的とします。

２　対象

国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等で、原則３年以内に実践された特別活動に関する実践事例とします。

３　応募資格・条件

（１）学校・研究団体・個人を原則とし、会員・非会員の別を問いません。

（２）応募に当たっては、実践当該校の校長または、研究団体の長の承認を得ることを条件とします。

（３）応募される事例は、特別活動の内容（学級活動・生徒会活動・学校行事）に照らして、教職員の指導に基づく児童生徒の活動の具体がわかるものとしてください。

（４）過去において本事業に応募した実践事例は応募できません。

（５）過去において他の同種の公的表彰を受けた実践事例は応募できません。

４　応募方法

（１）所定の応募様式に従って必要事項を記入し、下記の実践研究支援委員長まで送付してください。

（２）応募様式は、学会ホームページに掲載してあります。

（３）提出物は返却しません。

（４）応募期限

令和６年３月３１日（日）必着

（５）送付先・問い合わせ先

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学

日本特別活動学会実践研究支援委員会　事務局　小西悦子　宛

〒186-8668　東京都国立市富士見台4－30－1

E-mail；e-konishi@twcpe.ac.jp　　Tel；042-572-4131（代）

５　審査

　応募のあった実践事例は、学会として推奨できる実践であるかについて学会審査員が「妥当性、汎用性、創造性、適時性、有効性」の観点をもとに審査に当たります。

６　表彰

　学会として推奨すべき実践事例に賞状等を贈呈します。

７　審査結果の通知

 審査結果は、学会ホームページ、会報、総会で公表するとともに、応募者に文書で通知します。

８　表彰式

表彰は、原則、日本特別活動学会総会において行います。

９　その他

（１）推奨すべき実践事例は、学会ホームページ、会報など、本学会の様々な場と機会を使って全国に紹介します。

また、大会での発表や紀要の実践論文への寄稿などをお願いすることもあります。

（２）実践事例の応募を機会に、さらに特別活動研究を深めるため本学会へ入会いただくようご案内いたします。入会手続きは、日本特別活動学会ホームページをご覧ください。